

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二百二十三号

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則

山口県中山間地域振興条例（平成十八年山口県条例第五十一号）第二条第六号の規則で定める区域は、次に掲げる区域（同条第一号から第五号までに掲げる区域を除く。）とする。

- 一 下関市のうち昭和二十五年二月一日における厚狭郡吉田村並びに豊浦郡豊東村、
檜崎村、内日村、豊西村及び川棚村の区域
- 二 宇部市のうち昭和二十五年二月一日における厚狭郡厚東村、二俣瀬村及び小野村
の区域
- 三 山口市のうち昭和二十五年二月一日における吉敷郡鑄銭司村の区域
- 四 防府市のうち昭和二十五年二月一日における佐波郡富海村及び右田村の区域
- 五 下松市のうち昭和二十五年二月一日における都濃郡米川村の区域

六 光市のうち昭和二十五年二月一日における熊毛郡大和村及び周防村の区域

七 周南市のうち昭和二十五年二月一日における熊毛郡三丘村、高水村及び八代村、
都濃郡須々万村、中須村、須金村、向道村及び長穂村並びに佐波郡和田村の区域

八 山陽小野田市のうち昭和二十五年二月一日における厚狭郡厚狭町及び埴生町の区
域

九 熊毛郡田布施町のうち昭和二十五年二月一日における熊毛郡麻里府村、田布施町
及び城南村の区域

附 則

この規則は、公布の日から施行する。